

令和3年 第6回浅口市農業委員会議事録

令和3年6月15日浅口市役所3階会議室に、浅口市農業委員会を招集する。

招集委員は次のとおり

農業委員 11名			農地利用最適化推進委員 11名		
議席番号	氏名	出欠	担当区域	氏名	出欠
1	問田 一男	出	金光1	原田 恒明	出
2	欠員	—	金光2	鍋谷 恒久	出
3	友田 陽勝	出	金光2	安田 文彦	欠
5	古川 秀昭	出	金光3	友田 一美	出
6	佐藤 和博	出	金光3	菰口 清司	出
7	西本 健次	出	鴨方1	吉川 孝之	出
8	虫明 祝典	出	鴨方1	杉本 正彦	出
9	虫明 伸吾	出	鴨方2	横山 栄治	出
10	山下 康朗	欠	鴨方2	西山 富雄	出
11	渡邊 豊	出	鴨方3	高井 基次	出
12	梶原 めぐみ	出	鴨方3	山下 眞治	欠
13	岡田 直樹	出	寄島1	高淵 末孝	出
			寄島2	大島 明敏	出

事務局

局長 畝山 善生 書記 谷口 輝昭

会議に付した議案等

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議事

議案第16号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第17号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第18号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第19号 農用地利用集積計画について

議案第20号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について

日程第4 報告事項

報告第14号 農地法施行規則該当転用届について

日程第5 その他

- ・ 次回の委員会（令和3年7月15日（木））

開会（午後１時２８分）

議長 それでは、ちょっと時間が早いんですが、皆さんそろわれましたので、始めたいと思います。

これより令和３年第６回浅口市農業委員会を開会します。

なお、本日、山下会長が所用で欠席のため、会長代理の私、佐藤が議長職を務めさせていただきますので、よろしくをお願いします。

ただいまの出席委員は１０名で定足数に達しております。また、推進委員は１１名の参加であります。

ここで、私から皆様に申し上げます。ご承知のとおり、岡山県において新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言が発令中であります。これに伴い、前回に引き続き会議時間短縮のため、本日の会議でも、委員からの補足説明は座ったままで行うこと、事務局説明は簡潔に行うこととしたいと思いますので、ご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 それでは、会議時間短縮にご協力をお願いします。

日程第１、議事録署名委員の指名を行います。

本日の議事録署名委員は、浅口市農業委員会会議規則第１２条第２項の規定により、議長において５番古川委員、７番西本委員を指名します。

日程第２、会期の決定についてを議題とします。

会期は本日１日としたいと思いますですが、これにご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、会期を本日１日とします。

日程第３、議事に移ります。

議案第１６号農地法第３条の規定による許可申請についてを議題とします。

５２１番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書は２ページになります。

議案第１６号農地法第３条の規定による許可申請について（所有権移転）。令和３年６月１５日提出。

番号５２１、土地の所在地は全て寄島町です。

５２１の１、畑、１６５平方メートル。

５２１の２、畑、２２８平方メートル。

５２１の３、畑、２２７平方メートル。

譲受人は、寄島町、６７歳、会社員兼農業。譲渡し人は、笠岡市、６１歳、農業。譲受け、譲渡しの理由は贈与です。

譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。

議長 次に、１２番梶原委員、補足説明をお願いします。

委員 １２番梶原です。こちらのほうは、地図の１ページになりますが、寄島町の旧の町道の国頭、東側になります。山の手墓地の隣のほうになります。車では直接入るこ

とができる場所と入れない場所とありますが、譲渡し人のほうがもともとこの土地から笠岡のほうに嫁に行かれた方で、譲受人の方が親族の方になるそうで、今管理もされてるそうです。問題ないかと思います。

議長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。

それでは、521番の件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、許可することに決定します。

続きまして、526番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 番号526、土地の所在地は全て金光町占見です。

526の1、田、153平方メートル。

526の2、田、418平方メートル。

526の3、田、473平方メートル。

526の4、田、284平方メートル。

526の5、田、404平方メートル。

譲受人は、金光町占見、73歳、農業。譲渡し人は、金光町占見、77歳、農業外3名。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。

譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。

議長 次に、鍋谷委員、補足説明をお願いします。

委員 2番鍋谷です。

場所は、金光の柵池、ゴルフの打ちっ放しの池ですが、それより300メートル北に上がったところでありまして、何ら問題はありません。

議長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。

それでは、526番の件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、許可することに決定します。

続きまして、528番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 番号528、土地の所在地、金光町須恵、田、面積229平方メートル。

譲受人は、兵庫県加古川市、68歳、農業。現在は、金光町須恵に住まれ、営農歴もあります。譲渡し人は、金光町須恵、87歳、無職。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。

譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えます。

議長 次に、3番友田委員、補足説明をお願いします。

委員 こちらのほう、場所のほうは、ちょうど金光の佐方と、それから大谷の間にあります点滅信号のところをちょうど北へ100メートルぐらいですかね、丘の向こう側と

いう感じで、国道から見たら向こう側になります。須恵と大谷のちょうど境目の須恵の端のほうになります。譲受人の方は、加古川市というふうにあったんでお電話したんですけど、もう親御さんの介護のために数年前からこちらのほうに事業所を替わらせてもらって、もうこちらのほうで営農歴もありますということです。特に問題はないと思いますので、よろしくお願いします。

議長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。

それでは、528番の件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、許可をすることに決定します。

続きまして、529番の件について事務局の説明を求めます。

事務局 番号529、土地の所在地、鴨方町本庄、田、737平方メートル。

譲受人は、鴨方町小坂東、75歳、農業。譲渡し人は、鴨方町六条院中、60歳、無職。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。

譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。

議長 次に、7番西本委員、補足説明をお願いします。

委員 7番西本です。場所は、山陽道の西、南、スズキ麵工の西隣です。特に問題はありません。よろしくお願いします。

議長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。

それでは、529番の件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、許可することに決定します。

続きまして、530番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 番号530、土地の所在地は全て鴨方町六条院西です。

530の1、畑、163平方メートル。

530の2、畑、329平方メートル。

譲受人は、鴨方町六条院西、70歳、農業。譲渡し人は、鴨方町六条院西、72歳、農業。譲受け、譲渡しの理由は贈与です。

譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。

議長 次に、高井委員、補足説明をお願いします。

委員 図面でいうと9番、10番になるんですけど、場所は向月に当たります。どちらかいうと土居に近いところなんですけれど、これは兄から弟に贈与されるものですか、別に問題ないと思います。よろしくお願いします。

議長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。
 それでは、530番の件についてご異議ありませんか。

委 員 異議なし声

議 長 異議なしと認め、許可することに決定します。
 続きまして、532番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 番号532、土地の所在地、鴨方町本庄、登記地目、田、現況地目、畑、190平方メートル。
 譲受人は、鴨方町地頭上、28歳、会社員兼農業、譲渡し人は、鴨方町本庄、51歳、公務員兼農業。譲受け、譲渡しの理由は贈与です。
 譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。

議 長 次に、7番西本委員、補足説明をお願いします。

委 員 7番西本です。場所は、本庄の原田池の南約100メートルほど。特に問題はありません。よろしくをお願いします。

議 長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委 員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。
 それでは、532番の件についてご異議ありませんか。

委 員 異議なし声

議 長 異議なしと認め、許可をすることに決定します。
 続きまして、535番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 番号535、土地の所在地、鴨方町深田、田、32平方メートル。
 譲受人は、鴨方町深田、93歳、農業。譲渡し人は、鴨方町深田、71歳、農業。
 譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。
 譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。

議 長 私のところでありますので、私から補足説明をいたします。
 場所は、鴨方中学校から西へ約700メートルのところにみどりヶ丘の入り口の十字路があります。そこからみどりヶ丘のほうに向かって約300メートルぐらいのところにあります。この土地は田んぼなんですが、以前は田んぼで造ったんですが、水が入ると屋敷のほうに水が入ってくると、しみ出てくるのでということで、一部を借り受けて畑にしてたんですが、それを今回いただくというようなことで話が決まったようです。何ら問題ないと思います。ご審議よろしくをお願いします。
 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委 員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。
 それでは、535番の件についてご異議ありませんか。

委 員 異議なし声

議 長 異議なしと認め、許可をすることに決定します。
 続きまして、537番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 番号537の1、土地の所在地、鴨方町益坂、田、776平方メートル。
537の2、土地の所在地、鴨方町地頭上、田、367平方メートル。
537の3、土地の所在地、鴨方町地頭上、田、322平方メートル。
譲受人は、倉敷市玉島、33歳、会社員。譲渡し人は、遺言者。譲受け、譲渡しの理由は、公正証書による遺贈、相続人以外への特定遺贈ということでございます。

議 長 譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。
委 員 次に、7番西本委員、補足説明をお願いします。
議 長 何ら問題はありません。場所は、馬出池の約150メートルほど南ですかね。
委 員 以上です。

議 長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。
委 員 なし声
議 長 質疑なしと認めます。
委 員 それでは、537番の件についてご異議ありませんか。
議 長 異議なし声
議 長 異議なしと認め、許可をすることに決定します。
事務局 続きまして、541番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 番号541、土地の所在地、金光町占見、畑、190平方メートル。
譲受人は、金光町占見、56歳、会社員兼農業。譲渡し人は、金光町占見、77歳、農業外2名。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。
議 長 譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。
委 員 次に、鍋谷委員、補足説明をお願いします。
議 長 場所は、柵池、いつも言いますゴルフの打ちっ放しの池ですが、東北200メートルのところに位置します。何ら問題はないと思います。

議 長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。
委 員 なし声
議 長 質疑なしと認めます。
委 員 それでは、541番の件についてご異議ありませんか。
議 長 異議なし声
議 長 異議なしと認め、許可することに決定します。
事務局 続きまして、542番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 番号542、土地の所在地、鴨方町六条院中、畑、454平方メートル。
譲受人は、鴨方町六条院東、36歳、会社員兼農業。譲渡し人は、鴨方町六条院中、48歳、農業。譲受け理由は増反、譲渡し理由は労力不足です。
議 長 譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。
委 員 次に、11番渡辺委員、補足説明をお願いします。
議 長 11番渡辺です。この案件の場所は、旧JA岡山西の四条原店から県道六条院東里庄線を東へ七、八百メートルぐらい行った、その県道沿いになります。現在、耕作されてなくて、管理もしてないようです。この案件に関しましては、譲渡し人と譲受人

が同一のが前回か前々回の農業委員会のほうに提出されておりました。何も問題ないと思います。よろしくご審議のほうお願いします。

議長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。

それでは、542番の件について、ご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、許可することに決定します。

議案第17号農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。

525番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書は4ページになります。

議案第17号農地法第4条の規定による許可申請について。令和3年6月15日提出。

番号525、土地の所在地は全て金光町占見です。

525の1、田、52平方メートル。

525の2、畑、51平方メートル。

申請人は、金光町占見、73歳、農業。転用目的は、宅地拡張です。施設の概要は、車庫1棟、建蔽率51.37%です。農地区分は2種ですが、当該転用目的を達成する他の土地はありません。また、一般基準上も問題なく、許可要件を満たしていると考えられます。

なお、転用後の地目は宅地です。

議長 次に、鍋谷委員、補足説明をお願いします。

委員 場所は、金光柵池北400メートル、山のもう裾です。ちょっと東に行きゃあ泉勝院というお寺がありますが、ほぼ山の際の位置でございまして、何ら問題はありません。よろしくをお願いします。

議長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。

それでは、525番の件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、許可することに決定します。

続きまして、540番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 番号540、土地の所在地、鴨方町六条院中、畑、237平方メートル。

申請人は、金光町占見、43歳、会社員兼農業。転用目的は、一般住宅。施設の概要は、居宅1棟、建蔽率25.79%です。農地区分は第2種ですが、当該転用目的を達成できる他の土地はありません。また、一般基準上も問題なく、許可要件を満たしていると考えられます。

なお、転用後の地目は宅地です。

議 長 次に、11番渡辺委員、補足説明をお願いします。

委 員 11番渡辺です。この案件の場所は、先ほども申しあげました四条原店から県道沿いに200メートルぐらい行った北側にあります。申請人が金光になってますけれども、実家が四条原店から北側に100メートルぐらい行ったところにあります。その近くに帰ってきてここに家を建てるということであります。土木委員、水利委員の承諾を得ております。問題ないと思いますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委 員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。

委 員 それでは、540番の件についてご異議ありませんか。

議 長 異議なし声

議 長 異議なしと認め、許可することに決定します。

議案第18号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。

531番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書は5ページになります。

議案第18号農地法第5条の規定による許可申請について（所有権移転）。令和3年6月15日提出。

番号531、土地の所在地、鴨方町小坂西、田、223平方メートル。

譲受人は、鴨方町小坂西、29歳、会社員。譲渡し人は、鴨方町小坂西、81歳、農業。転用目的は、宅地拡張です。施設の概要は、駐車場2台、建蔽率24.32%。農地区分は第2種ですが、当該転用目的を達成できる他の土地はありません。また、一般基準上も問題なく、許可要件を満たしていると考えられます。

なお、転用後の地目は宅地です。

議 長 次に、9番虫明委員、補足説明をお願いします。

委 員 9番虫明です。これは、地図は23、24ページになります。場所は、旧農協の小坂西支所から約800メートルぐらい西に行ったところで、西原天神社から下りて200メートルぐらいのところにあります。何ら問題はありません。よろしく願いします。

議 長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委 員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。

委 員 それでは、531番の件についてご異議ありませんか。

議 長 異議なし声

議 長 異議なしと認め、許可することに決定します。

続きまして、534番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 番号534、土地の所在地、寄島町、田、417平方メートル。

譲受人は、寄島町、33歳、会社員。譲渡し人は、倉敷市、44歳、会社員兼農

業。転用目的は、一般住宅です。施設の概要は、居宅1棟、カーポート1棟、建蔽率27.80%。農地区分は、第3種です。また、一般基準上も問題はなく、許可要件を満たしていると考えられます。

なお、転用後の地目は宅地です。

議長 次に、12番梶原委員、補足説明をお願いします。

委員 梶原です。場所のほうは、寄島町の大浦神社横にある寄島武道館の裏側になります。問題はないかと思われま

議長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。

それでは、534番の件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、許可をすることに決定します。

続きまして、536番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 番号536、土地の所在地、金光町占見、田、589平方メートル。

譲受人は、東京都西東京市、不動産業者。譲渡し人は、倉敷市、73歳、無職。転用目的は、建て売り住宅です。施設の概要は、全体面積938平方メートル、建て売り住宅4棟、建蔽率は25.73%から37.80%。農地区分は、第3種です。また、一般基準上も問題はなく、許可要件を満たしていると考えられます。

なお、転用後の地目は宅地です。

議長 次に、鍋谷委員、補足説明をお願いします。

委員 現況は、金光町立中学校正門の前に道路がありまして、その道路沿いに1軒ある、その裏であります。何ら問題はないと思います。

議長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。

それでは、536番の件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、許可をすることに決定します。

続きまして、539番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 番号539、土地の所在地、鴨方町鴨方、田、1,125平方メートル。

譲受人は、倉敷市、不動産事業者。譲渡し人は、鴨方町鴨方、77歳、農業。転用目的は、建て売り住宅です。施設の概要は、全体面積1,129.97平方メートル、建て売り住宅4棟、建蔽率は27.90%から34.31%。農地区分は第2種ですが、農振除外の許可を受けた案件であり、一般基準上も問題なく、許可要件を満たしていると考えられます。

なお、転用後の地目は宅地です。

議長 この件は、私から補足説明をします。

地図は、29ページ、30ページになります。

場所は、鴨方インター南交差点の西側にひまわりというスーパーというんですか、ありますが、そのひまわりから南へ250メートルぐらい行ったところにあります。現在、この土地の周辺は全て宅地になっておりますので、何の問題もないかと思われ
ます。ご審議よろしくお願いたします。

ただいま説明しました。質疑はありませんでしょうか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。

それでは、539番の件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、許可をすることに決定します。

続きまして、544番の件について、事務局の説明を求めます。

議長 議案書は6ページになります。

番号544の土地の所在地は、全て金光町占見です。

544の1、田、383平方メートル。

譲渡し人は、金光町占見、75歳、農業。

544の2、田、31平方メートル。

譲渡し人は、金光町占見、72歳、農業。

544の3、田、1,089平方メートル。

譲渡し人は、金光町須恵、47歳、会社員兼農業。

544の4、田、1,029平方メートル。

譲渡し人は、金光町占見、79歳、農業。

544の5、田、766平方メートル。

544の6、田、263平方メートル。

544の7、田、159平方メートル。

譲渡し人は、金光町占見新田、79歳、無職。

544の8、田、387平方メートル。

譲渡し人は、神奈川県厚木市、66歳、会社員。

譲受人は、いずれも総社市、不動産事業者。転用目的は、分譲住宅。施設の概要は、全体面積4,803.75平方メートル、分譲住宅15区画、農地区分は第3種
です。また、一般基準上も問題はなく、許可要件を満たしていると考えられます。

転用後の地目は、宅地です。

なお、当委員会において許可適当と認められた場合、本案件は3,000平方メー
トルを超える案件であるため、農地法の規定により次回の岡山県農業会議常設審議委
員会へ許可適当の意見を付して諮問いたします。同委員会での確認等を経て、許可が
適当と認められた場合に許可証を交付します。

なお、許可日は、県による開発行為の許可日と同日となります。

議長 次に、鍋谷委員、補足説明をお願いします。

委員 場所は、金光町立中学校の東200メートル、新免紙器という紙の加工業者があります。川を挟んで北側の住宅地であります。何ら問題はないと思います。

議長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。

委員 それでは、544番の件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、許可することに決定します。

議案第19号農用地利用集積計画についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。議案書は7ページになります。

議案第19号農用地利用集積計画について。令和3年6月15日提出。

説明をいたします。

今回の議案番号3番から10番の8件につきまして、農業者年金の経営移譲年金特例対象農地及び相続税等納税猶予対象特例農地ではございません。また、全て農業従事者も確保されており、農業経営に必要な農機具も所有しております。

利用権設定を受ける者は7名、農地は13筆です。

資料のほうを見ていただきたいと思います。

続きまして、8ページに移ります。

利用権設定の地目別設定面積について、田1万1,208平方メートル、農地の合計面積は1万1,208平方メートルとなります。ご審議よろしくお願いいたします。

議長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。

委員 それでは、この件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、承認をすることに決定します。

ここで、事務局から追加審議の要請がありました。

浅口市農業委員会会議規則第3条の規定によりこれを認め、審議することとします。

議案第20号農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、事務局の説明を求めます。

事務局 資料は、本日お配りした左片に「議案第20号」と書いておる資料になります。

それでは、説明いたします。

議案第20号農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について。

この案件は、国の農地法の運用等の規定により利用状況調査の結果、農地として再生利用が困難な状況である場合には、農業委員会が所定の手続を経て非農地として判

断することとされており、非農地判断とも言われます。

その基準は、1つ、土地が森林の様相を呈しているなど、農地に復元することが著しく困難であること、2つ、周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれることとされています。これに従い、農業委員会が農地法に規定する「農地」に該当するか否かを審議し、決定するものであります。浅口市農業委員会では、委員任期中の3回の利用状況調査の結果で任期最終年に非農地判断を行うものとしております。

そこで、議案の非農地判断対象農地ですが、前回と同じ条件でありまして、次の3つの条件全てに該当する農地を取りまとめたものでございます。

1点目は、平成30年から令和2年の利用状況調査の結果、3年連続で山林原野化した農地。2つ目は、農振地でないこと。本年度から来年度にかけて農業振興地域整備計画の見直しが行われることもあり、いわゆる農振地は除いております。3点目は、山林と接続していること。山極にあり、ももとの山林と区別がなくなっているなど、山林との接続性を見ております。

これらの条件全てに該当する農地を取りまとめた結果、合計176筆、約10ヘクタールとなり、これらの農地を非農地と判断するものとして上程をいたしております。

なお、利用状況調査の対象面積が1,221ヘクタールでございますので、0.8%に相当する面積となります。

なお、非農地として議決をいただきました後は、所有者に対しまして非農地通知を送付いたします。それと併せまして、登記の地目の変更を照会をかけた上で、変更を希望する場合は事務局において一括して登記の地目変更を行う予定としております。この登記地目変更に関する所有者の費用負担はございません。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ただいま事務局から説明がありました。この件について質疑はありますか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。

それでは、議案第20号農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について事務局から提出のあった原案のとおりご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

報告第14号農地法施行規則該当転用届についてを議題とします。

522番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書は9ページになります。

報告第14号農地法施行規則該当転用届について。令和3年6月15日提出。

番号522、土地の所在地、鴨方町六条院中、畑、37平方メートルのうち、2.25平方メートル。

申請人は、東京都世田谷区、携帯電話事業者。施設の概要は、携帯電話無線基地局

1基。農地区分は、2種です。

なお、本件につきましては、現在、文化財保護法の関係での協議が進行中と報告を受けております。農地法上の特に問題はございません。

議 長 次に、高井委員、補足説明をお願いします。

委 員 高井基次と申します。場所は、鳩ヶ丘団地の中央公園から東に50メートル行ったところですか。よろしくお願いします。

議 長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委 員 なし声

議 長 質疑はないようですので、報告を受けたことといたします。

日程第5、その他に移ります。

事務局から報告等がありましたらお願いします。

事務局 ①農業委員改選に伴う議会の任命同意について

②次回の委員会について

議 長 本日の委員会は以上で閉会とします。

ご苦労さまでした。

閉会（午後2時09分）

